

議案第28号

鳥栖市教育委員会が保有する個人情報等の保護に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和4年12月14日

鳥栖市教育委員会
教育長 佐々木 英利

(提案理由)

鳥栖市教育委員会が保有する個人情報等の保護に関する規則の一部を改正したため、鳥栖市教育委員会の権限の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第9号の規定によりこの案を提出する。

鳥栖市教育委員会が保有する個人情報等の保護に関する規則の一部を改正する規則案の概要

1 改正の理由

個人情報の取扱いについて、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び民間事業者についての規律が当該対象ごとに分かれていたところ、個人情報の保護に関する法律の改正（以下「改正法」という。）を受け、当該改正法により一律に規制されることになった。

しかし、一部条例に委任する事項等があり、改正法の施行条例を定める必要があるため、現行の個人情報保護条例は廃止した上で「鳥栖市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定することとなった。

2 改正の内容

個人情報の保護に係る引用法令の変更（1条）

（旧）鳥栖市個人情報保護条例（平成14年条例第23号）の規定に基づく鳥栖市教育委員会が保有する個人情報
（新）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び鳥栖市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号）の規定に基づく鳥栖市教育委員会が保有する個人情報

3 施行日

令和5年4月1日

鳥栖市教育委員会が保有する個人情報等の保護に関する規則の一部を改正する規則

鳥栖市教育委員会が保有する個人情報等の保護に関する規則（平成15年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>鳥栖市教育委員会が保有する個人情報等の保護に関する規則</p> <p><u>（個人情報の保護）</u></p> <p><u>第1条 鳥栖市個人情報保護条例（平成14年条例第23号）の規定に基づく鳥栖市教育委員会が保有する個人情報の保護については、市長が保有する個人情報の保護に関する規則（平成15年規則第1号）の規定の例による。</u></p> <p><u>（特定個人情報の保護）</u></p> <p><u>第2条 鳥栖市特定個人情報保護条例（令和4年条例第4号）の規定に基づく鳥栖市教育委員会が保有する特定個人情報の保護については、市長が保有する特定個人情報の保護に関する規則（令和4年規則第9号）の規定の例による。</u></p>	<p>鳥栖市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則</p> <p><u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び鳥栖市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号）の規定に基づく鳥栖市教育委員会が保有する個人情報の保護については、市長が保有する個人情報の保護に関する規則（平成15年規則第1号）の規定の例による。</u></p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

